

「特定小規模施設用自動火災報知設備」とは

どの部屋で火災が起きても一斉に鳴動させ、火災発生を知らせる設備であり、延べ面積 300 m² 未満の小規模な福祉施設や宿泊施設などに設置することができるものです。

通常の自動火災報知設備のように受信機（本体）、感知器（センサー）、音響装置（ベル）等を設置して配線する方式のほか、次の特長を有する無線式の連動型警報機能付感知器を設置する方式があります。

特長

- 電池式の感知器は、**電源の配線工事が不要**です。
- 感知器同士が無線通信を行うものは、感知器間の**配線工事が不要**です。
- 感知器自体が警報音を発するため、**音響装置の設備が不要**です。
- 全ての感知器が連動して警報音を発する場合、**受信機の設置が不要**です。
- 受信機や中継器を設置せず、感知器のみの場合、工事には**消防設備士の資格が不要**で、**工事に着手する前の届出も不要**です。（設置工事完了後の届出は必要です。）

注意

- 電波環境等によっては、感知器同士の無線通信ができず、無線式の連動型警報機能付感知器を設置する方式を利用できない場合があります。
- 建物階数等によって設置できない場合もあります。
- 連動型住宅用火災警報器は感知性能等が異なりますので、特定小規模施設用自動火災報知設備として使用することはできません。

